

国庫債務負担行為と公共投資の平準化

＜ポイント＞

1. 政府は、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少による技能労働者不足及び人材・機材の有効活用による生産性向上等の観点から、公共事業の施工時期の平準化に取り組んでいる（※1）。その1つの手法として、国庫債務負担行為（※2）を積極的に活用することにより、閑散期の工事稼働の改善を目指している。
2. 国庫債務負担行為（国土交通省関係）の予算額の推移をみると、2015年度に国庫債務負担行為が当初予算に設定されて以降、当初予算における配分は増加しており、また、当初予算と補正予算における国庫債務負担行為の合計金額も増加している（図1）。
3. 公共投資請負金額（※3）における構成比の推移をみると、4－6月期に占める割合が増えている（図2）。これは、ゼロ国債や複数年度にわたる工事によって、前払金保証契約の締結時期が年度の早い時期（4－6月期）に徐々にシフトしてきているためと考えられる。
4. 公共投資出来高の月別の動きについてみると、平準化の取組みが本格化する前の2014年度に比べて2017年度では、とりわけ4月～7月が増加している一方で11月～12月は減少しており、繁閑の差は縮小してきていることが読み取れる（図3）。また、出来高の長期的な推移をみても、当初予算に国庫債務負担行為が設定された2015年度からは、繁忙月と閑散月の差は縮小傾向であることが確認できる（図4）。
5. 以上より、補正予算もさることながら、当初予算における国庫債務負担行為の設定もあって、公共投資の指標上に一定程度の平準化が表れているものと思われる。なお、2018年度における国庫債務負担行為（当初予算）も増加していることから、今後も公共工事の平準化が進むことが期待される。

（※1）平成26年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が改正されたことを受け、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされた。

（※2）工事等の実施が複数年度にわたる場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度にわたって契約できる制度のこと。公共工事においては、国庫債務負担行為のうち、2か年度にわたるものを「2か年国債」、初年度の国費の支出がゼロのもので年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のものを「ゼロ国債」という。

（※3）工事契約後、発注者が前金払をする場合、請負者と保証会社が保証契約を締結した際の前払金額に対応する請負金額のこと。公共投資出来高の先行指標に位置付けられる。

図1 国庫債務負担行為予算額（国土交通省関係）の推移

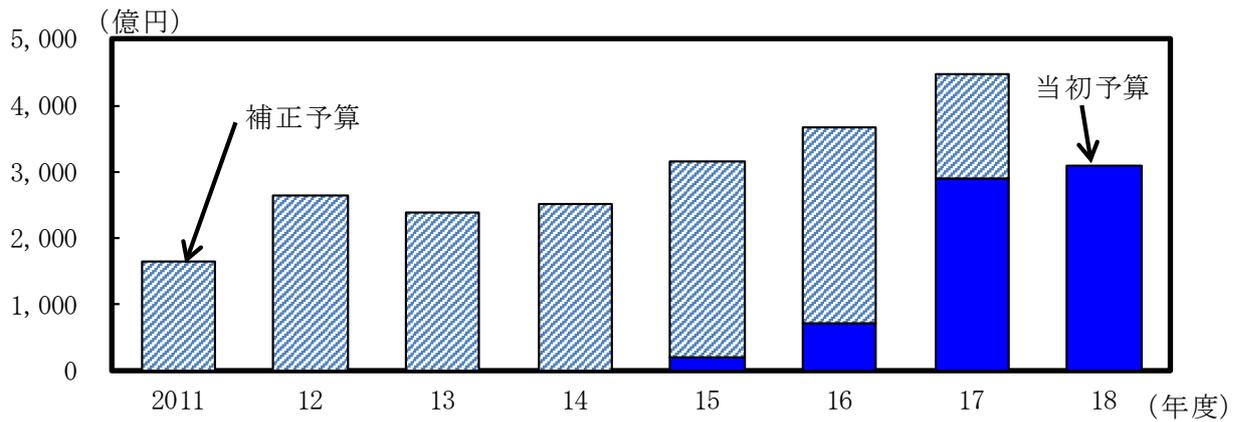


図2 四半期別公共工事請負金額の構成比

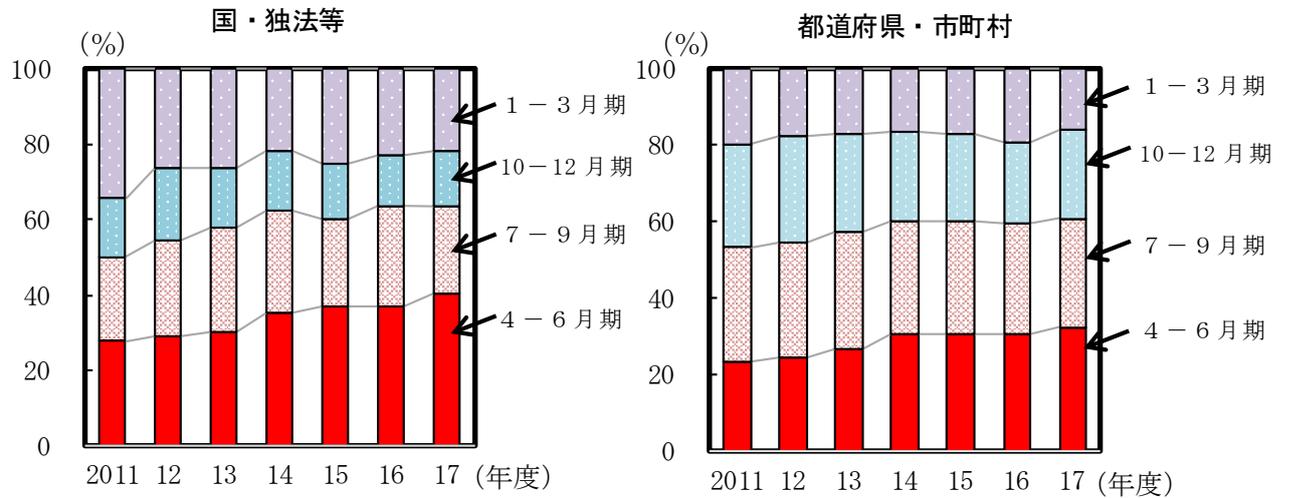


図3 公共投資出来高の月別の動きと平準化

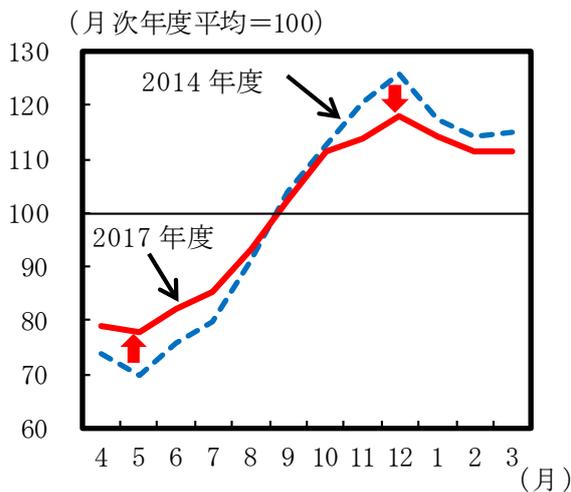
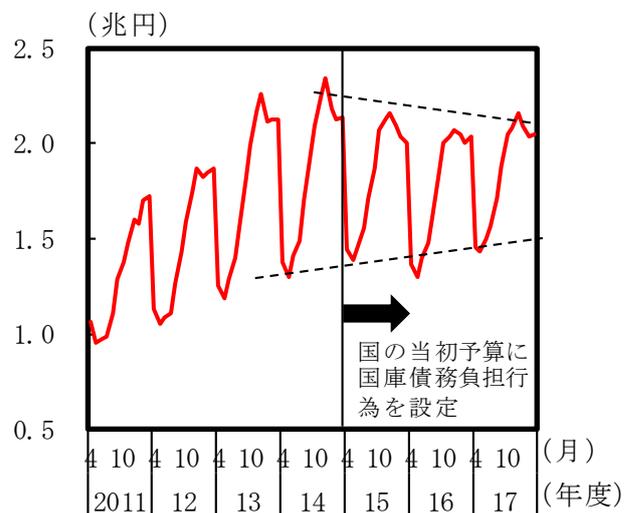


図4 公共投資出来高の推移（月次）



- (備考) 1. 財務省「国土交通省・公共事業関係予算のポイント」、国土交通省「建設総合統計」・「地方公共団体における平準化の取り組み事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～」・予算関係報道発表資料、東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。
2. 図1の国庫債務負担行為の当初予算額については、2か年国債とゼロ国債の合計である。なお、国庫債務負担行為のうち、2か年国債が当初予算に計上されたのは2015年度からであり、ゼロ国債は2017年度当初予算から新たに設定された。
3. 図2について、独法等とは、独立行政法人及び政府系企業のことを指す。
4. 図3及び図4について、数値は原数値であり、地方公共団体等を含む。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付
河除 智哉（直通 03-6257-1568）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。